

広島県告示第八百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を休止した旨の届出があった。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名称	主たる事務所 所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	休止年月日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ケアプランセンターみわ	三次市三和町敷名一四六〇番地二	平成二二年六月三〇日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ケアプランセンターきみた	三次市君田町東人君七一八番地六	平成二二年六月三〇日